

地水火風 100

牧野恒一

ガソリンの買いだめと法規制

ガソリンが1リットル20円近く安くなったと思ったら、1ヶ月でまた元に戻った…どころか、原油価格の高騰分が上乗せされ一挙に30円近く上がってしまった。

一度安くなったガソリンが、また30円近くも上がるとなると、買いだめしたくなるのが人情だ。だが、ガソリンの買いだめは、安全上大きな問題があり、法律違反になる可能性もある。現に、セルフスタンドでガソリンを容器に勝手に注入していて火災になってしまった事件も発生した。

ガソリン価格が乱高下したのは、サブプライムローン問題をきっかけに世界経済が激動し、株から資源へと資本の大移動が起きている中、日本ではいわゆる「衆参ねじれ国会」で、内向きの政争に明け暮れているためだ。

原油高騰から生活を守るためにはガソリン税は安くすべきではないのか。せめて暫定税率は廃止すべきではないか。ガソリン税を道路のためだけに使う仕組みはもう古いのではないか。いや、そんなことをすると道路を造ることで成り立っている地方経済が破壊されるのではないか。ガソリン税は地球温暖化防止の観点から高いまま据え置き、その使い道は地方に任せ、道路でも福祉や医療でも、住民が不足していると考えるところに使える仕組みとすべきではないか。……など、この問題には日本のこれからを考える要素が沢山詰まっている。

本稿では、その議論はその方面の専門の方にとりあえずお任せすることとし、本欄の趣旨に沿って、この問題を「ガソリンの買いだめの危険性」という視点から考えてみたい。

【ガソリンの危険性】

ガソリンは、我々の身近にある物品の中で、火災・爆発という点では最も危険性の高いものの一つだろう。

液体（固体の場合もある）が炎上・爆発を起こしやすいかどうかは、通常、「引火点」という指標で表す。引火点が低いほど炎上・爆発しやすいが、ガソリンの引火点は零下43℃以下で、極めて危険な部類に属する。

「引火点」の正確な概念をやさしく説明するのは難しい。化学の試験の常套問題になっているくらいだが、そこをあえて説明すると以下ようになる。

石油などの可燃性液体が蒸発し、空気と混ざり合っただけの混合気に火を近づけた時、

混合気は燃える場合もあるが燃えない場合もある。液体の温度が低いと蒸発しにくいいため、可燃性蒸気の濃度が低過ぎて燃えないが、温度が高くなると蒸気濃度が高くなって燃えるようになる。混合気が燃えるようになる最低温度はその液体固有の属性で、「引火点」と呼ばれる。

可燃性蒸気の量が多くなると、混合気が液体の表面から周囲にあふれ出す。この混合気（通常は目に見えない）のうち蒸気濃度が可燃範囲にある部分に火を近づけると、液体表面から離れていても混合気に火がつき、続いて液体表面が燃え始める。この現象は、その液体が火を引き込んだように見えるため、「引火」と呼ばれる。「引火点」という言葉もそこから来ている。

ガソリンの引火点は、前述のように、身近な物質の中では最も低い部類の零下 43 度 C 以下だ。このため、常温（気温 18 度 C～20 度 C 程度）でガソリンの入った容器のふたを開け、その周囲で火を使うと、引火して一気に燃え上がる恐れがある。引火点が極めて低いことから常温では大量のガソリン蒸気が発生するため、引火した場合の爆発的燃焼の度合いも大きい。

ちなみに灯油の引火点は 40～60℃程度だ。このため、灯油容器のふたを開けておいて周囲で火を使っても、常温では引火しない。石油の臭いはしても、蒸気濃度が燃えるほど高くないためだ。家庭用の石油ストーブの燃料として灯油が使われるのは、このように、引火の危険性が比較的低いためだ。

[ガソリン 40 ℓ以上の買いだめは事実上無理]

ガソリンは、消防法によって「危険物」として規制されている。ガソリンを買いだめすることは消防法上許されるのだろうか？答えは、イエス&ノーだ。

まず、200ℓ（ドラム缶1本分）以上のガソリンを貯蔵する場合は、市町村長の許可を受け、ハード面の厳しい技術基準をクリアした「貯蔵所」で行わなければならない。また、そこでガソリンを取り扱うためには「危険物取扱者」の監督が必要になるなど、ソフト面でも厳しい規制がある。

40ℓ以上200ℓ未満のガソリンを貯蔵する場合は、消防法に基づき市町村の条例で規制されるため、必ずしも全国一律ではない。一般的には、貯蔵する建物の構造や設備などハード面で技術基準をクリアしなければならず、取り扱い方も規制されており、消防署等への届け出も必要（個人の住居で貯蔵する場合は100ℓまで無届けでよい）になっている。

いずれにしても、ガソリンを 40 ℓ以上貯蔵しようとするハード・ソフト両面で厳しい規制がかかるため、「ちょっと買いだめ」というわけにはいかない。

[40 ℓ未満ならどうか]

40 ℓ未満のガソリンを貯蔵したり取り扱ったりする場合は、貯蔵や取り扱いの規制はか

からないが、「運搬容器」についての規制はかかる。危険物の運搬容器には消防法令で落下試験や気密試験などの技術基準が定められており、どんなに少量の危険物を入れる場合でもこの基準に適合する必要がある。

ガソリンを買いだめしようとするときすぐ思いつくのが身近にあるポリタンクやペットボトルだろう。これらは「プラスチック容器」に分類されており、10ℓの容器までなら運搬容器の基準に適合していればガソリンを入れてもよいのだが、現在、基準に適合しているとして公的に認められたものはない。

灯油用として運搬容器の基準に適合したポリタンクは沢山出回っているが、灯油用はガソリン用より基準が緩く、また通常は18ℓ又は20ℓ缶なので、当然のことながら、そのままではガソリンは入れられない。なお、この規制は容器に対する規制なので、18リットル缶に10ℓしか入れないから許して、というわけにはいかない。

従って、ガソリンを買いだめするのなら、ガソリン用の運搬容器の基準に適合した金属製容器、ということになる。「ガソリン携行缶」などという名称で、アウトドア用品やオフロード用品として販売されている。基準上は60ℓまで認められているが、通常は20ℓ缶が多い。「40ℓ未満」という制限なら2缶まで、ということになる。

[セルフスタンドで自分で容器にガソリンを入れるのは違法]

適法なガソリン携行缶を持って行けば、セルフのガソリンスタンドで、自分でガソリンを入れられるだろうか？ 答えはノーだ。

ガソリンスタンドでは、顧客に自ら自動車等に給油させたりすることは原則として禁止されているからだ。「危険物取扱者」の資格を持った人か、その監督のもとでしかガソリンを扱えない、という規制もある。

「あれっ？セルフスタンドでは、自分でガソリンを入れているじゃないか。」と思う人もいるかも知れない。もっともな指摘だが、平成10年に日本でセルフスタンドが解禁された時、セルフスタンドには、「制御卓」から従業員がセルフ給油の状況を監視し、危険だと判断した時には給油をストップできるような設備等を設けることが義務づけられた。そのような設備のついた給油設備を使い、車に固定された燃料タンクに給油することだけが、セルフ給油として例外的に認められているのだ。

ちなみに、セルフスタンドが解禁された時、灯油と軽油についてもしかるべき安全対策がなされている設備を使えば、顧客が自ら容器（もちろん適法なものに限る）に注油（詰め替え）できるよう、規制緩和が行われたが、その時にもガソリンについては認められていない。

なお、「危険物取扱者の資格を持っているから、セルフスタンドでガソリン携行缶に自分でガソリンを入れられる」と思っている人もいるが、間違っている。資格があろうがなかろうが、「顧客」には違いないからだ。

[ガソリンの買いだめはペイしない]

以上、いろいろとうんちくを傾けてしまったが、要は、適法なガソリン携行缶をスタンドに持って行って、従業員に入れてもらうなら、合計 40 ㍓までなら合法的にガソリンを買いだめできるということだ。だが、ガソリン携行缶は 20 ㍓缶で 3～4000 円はする。節約できる額はせいぜい 1200 円程度だ。新しく容器を買ったのでは、とてもペイしない。

また、最初に述べたように、ガソリンは小さな火だねでもすぐに引火して炎上してしまうし、炎上の激しさも爆発的だ。容器の保管場所や、容器のふたを開けるなどの取り扱いについても細心の注意を払わないと火災を起こしてしまう。現に、4月28日に神戸市のセルフスタンドでガソリン携行缶に自分で（違法に）注油していて火災が発生してしまったことは冒頭でも述べたとおりだ。どこかの消防本部に「千円札1枚のために家を灰にしているのですか？」という注意コピーがあったが、まったくそのとおりだと思う。